

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月31日（平成30年（行個）諮問第137号）

答申日：平成31年1月15日（平成30年度（行個）答申第169号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の相談に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、平成29年特定月日付、派遣法違反の件で、需給調整事業部へ告訴した件に係る、調査確認した内容及び調査結果がわかるもの一式。（事業所名：特定事業所A（派遣元）及び特定事業所B（派遣先）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が平成30年4月25日付け東労発総個開第29-1238号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

調査結果のCOPYを受領したが、これが余りにもページ数が異常に多い膨大なもので、社会通念に照らしても本事件を果たしてどこまで公平且つ真摯に調査したのか甚だ疑問に思わざるを得ない。且つ、異常としか言う術のない代物である。告訴内容に対し如何なる調査をしたのか、また、その結果に基づき如何なる判断をしたかを読み取るには、全く不可能である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年3月27日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がその取消し

を求めて、平成30年6月24日付け（同月26日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）49条の3の規定に基づき、請求者が行った相談及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書1ないし11（以下、併せて「対象文書」という。）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

別表に記載した対象文書のうち、文書番号1, 2, 3, 4及び8の不開示を維持する部分には、請求者以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した対象文書のうち、文書番号1, 2, 3, 4, 5及び8の不開示を維持する部分には、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した対象文書のうち、文書番号1, 2, 3, 4, 5及び8の不開示を維持する部分には、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査において特定事業所が明らかにした実態、請求者からの相談に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以

外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 個人情報非該当の不開示情報

別表に記載した対象文書のうち、文書番号6、7及び10の不開示を維持する部分には、保有個人情報が記載されてなく、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関連がないことから、保有個人情報非該当であるため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「あまりにもページ数が異常に多い膨大なもので、社会通念に照らしても本事件をどこまで真摯に調査したか疑問であり、かつ、異常としか言うしかない。告訴内容に対し、いかなる調査をしたのか、またその結果に基づきいかなる判断をしたのか読み取るのは全く不可能である」としているが、上記(2)で述べたとおり、法13条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号等に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年7月31日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日 | 審議 |
| ④ 同年12月6日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 平成31年1月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成29年特定月日付、派遣法違反の件で、需給調整事業部へ告訴した件に係る、調査確認した内容及び調査結果がわかるもの一式。（事業所名：特定事業所A（派遣元）及び特定事業所B（派遣先）」）に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全ての開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、不開示部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、別表の1欄に掲げる文書番号6、文書番号7及び文書番号10の不開示部分には、保有個人情報が記載されてなく、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人に係る保有個人情報とは関連がないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分に記載された情報は、労働者派遣事業を行う事業者の事業内容等の把握に資することを目的として、労働局が通常から保管している情報を資料として添付したものと認められる。

そうすると、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより、申告人である審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表の1欄に掲げる文書番号1の不開示部分について

ア 別表の5欄に掲げる部分について

(ア) 当該部分のうち、①は審査請求人からの申告について労働局の需給調整事業部が行った調査の対象事業所の名称及び事務処理上の情報が記載されているにすぎない。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 当該部分のうち、②は、労働局の需給調整事業部が行った調査に関する担当官の意見が記載されており、当該文書において氏名が明らかにされている担当官に係る法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分について

当該部分は、労働局の需給調整事業部が行った調査において聴取対象者から聴取した内容や確認した事項等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、今後、類似の事案において、関係者が率直な主張を行いにくくなるなど、正確な事実関係の把握等が困難となり、労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の1欄に掲げる文書番号2の不開示部分について

ア 別表の5欄に掲げる部分について

当該部分は、特定事業所Aが労働局に提出した資料のうち、特定事業所Aが審査請求人との契約関係について通知した文書と同一のものであることから、審査請求人が知り得る情報であるとは認められる。

そうすると、当該部分は、上記（１）ア（ア）と同様の理由により、法１４条２号、３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分について

当該部分は、特定事業所Ａが労働局に提出した特定事業所Ａ又は特定事業所Ｂの内部情報等が記載された文書であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法１４条３号イに該当し、同条２号及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（３）別表の１欄に掲げる文書番号３の不開示部分について

ア 別表の５欄に掲げる部分について

当該部分は、特定事業所Ｂが労働局に提出した資料のうち、当該特定事業所Ｂの概要に関する情報であるが、一般に公開されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

そうすると、当該部分は、上記（１）ア（ア）と同様の理由により、法１４条２号、３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分について

当該部分は、特定事業所Ｂが労働局に提出した特定事業所Ａ又は特定事業所Ｂの内部情報等が記載された文書であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記（２）イと同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条２号及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（４）別表の１欄に掲げる文書番号４及び文書番号８の不開示部分について

ア 別表の５欄に掲げる部分について

（ア）文書番号４は、労働局が収集した資料であるが、①は、システムから印刷した資料の表題や項目名、調査対象事業所の名称、事務処理上の情報であり、②は、審査請求人の氏名、生年月日、年齢、性別、被保険者番号等被保険者資格に関する情報であり、また、文書番号８は、審査請求人が労働局に苦情相談を行った際の記録票であるが、①は、事務処理上の情報にすぎず、③は、調査対象事業所の名称である。

そうすると、当該部分は、上記（１）ア（ア）と同様の理由により、法１４条２号、３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、

開示すべきである。

- (イ) 文書番号 8 のうち、②及び④は労働局の担当官の氏名及び印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、労働局の担当官の氏名及び印影は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に相当し、同号ただし書イに該当する。また、これらを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分について

- (ア) 文書番号 4 は、審査請求人以外の個人の氏名、生年月日、年齢、性別、被保険者番号、被保険者資格の取得年月日、種類及び区分、個人番号、離職・転出年月日並びに被保険者資格の喪失原因であり、当該個人ごとに一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イ及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 文書番号 8 は、審査請求人が労働局に苦情相談を行った際の記録票の記載であるが、そのうち「③ 対象事業所等」欄には、労働局が確認した調査対象事業所の内部情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

そうすると、当該部分は、上記（2）イと同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

その余の部分については、審査請求人からの苦情相談の処理状況が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働局の対応方針等が明らかとなり、労働局の行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の1欄に掲げる文書番号5の不開示部分について

当該部分は、労働局が収集した特定事業所Aに関する資料であるが、一般に公開されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

| 1 文書番号及び 対象文書名 | | 2 頁 | 3 不開示部分 | 4 該当条文（法14条，保有個人情報該 当性） | 5 開示す べき部 分 |
|----------------------|-----------------------|---------------|--|-------------------------------|--|
| 文 書 番 号 | 対 象 文 書 名 | | | | |
| 1 | 東京労働局が作成した文書 | 1 ないし 7 | 1頁標題1 行目19文 字目ないし 23文字 目，2行 目，2頁 「1対象事 業所」2行 目ないし7 行目，「3 調査の概 要」24行 目ないし最 終行， 3頁「4担 当官の意 見」以外の 不開示部分 全て 4頁不開示 部分全て 5頁1行目 1文字目な いし2文字 目，2行 目7文字目 | 2号，3号イ及び7号柱書き | ①1頁 標題1 行目1 9文字 目ない し23 文字 目，2 行目， 2頁 「1対 象事業 所」2 行目な いし3 行目1 5文字 目，5 行目な いし6 行目， 5頁1 行目1 文字目 ないし 2文字 |

| | | | | | |
|---|---------------|--------|--|----------------|---|
| | | | ないし最終文字, 3行目10文字目ないし最終文字, 5行目ないし8行目, 13行目ないし最終行 6頁1行目1文字目ないし3文字目, 2行目7文字目ないし最終文字, 4行目, 6行目ないし9行目, 14行目ないし最終行 7頁不開示部分全て | | 目, 3行目10文字目ないし最終文字, 6頁1行目1文字目ないし3文字目, 4行目 ②3頁「4担当官の意見」8行目, 9行目 |
| 2 | 特定事業所Aが提出した資料 | 8ないし86 | 全部 | 2号, 3号イ及び7号柱書き | 44頁ないし51頁 |

| | | | | | |
|---|---------------|------------------------------|----|----------------|---|
| 3 | 特定事業所Bが提出した資料 | 8 7 ないし 1 7 3 | 全部 | 2号, 3号イ及び7号柱書き | 87頁 ないし 89頁 |
| 4 | 東京労働局が作成した文書 | 1 7 4 | 全部 | 2号, 3号イ及び7号柱書き | ①17 4頁1 行目な いし5 行目2 6文字 目, 6 行目1 5文字 目ない し7行 目24 文字 目, 8 行目1 文字目 ないし 15文 字目, 10行 目ない し12 行目 |

| | | | | | |
|---|--------------|-----------|----|------------|----------------------|
| | | | | | ②16 行目ないし1 8行目 |
| 5 | 特定事業所Aに係る資料 | 175ないし180 | 全部 | 3号イ及び7号柱書き | 全部 |
| 6 | 東京労働局が作成した文書 | 181ないし212 | 全部 | 保有個人情報非該当 | なし |
| 7 | 東京労働局が作成した | 213ないし216 | 全部 | 保有個人情報非該当 | なし |

| | | | | | |
|---|----------|---|--|---------------|--|
| | 文書 | | | | |
| 8 | 苦情・相談記録票 | 2 1 7 な い し 2 2 0 | 217頁 右上の「様式1」の上、右、「取扱者」の欄、「対象事業所等」の欄2行目ないし7行目、「処理計画」の欄2行目ないし3行目 218頁 「(申告内容)」項目の13行目22文字目ないし14行目30文字目 219頁 「参考：申出者の相談経過」項目の6行目34文字目ないし35文字目、43文字目ないし44文字目 | 2号、3号イ及び7号柱書き | ①217頁 右上の「様式1」の上及び右の不開示部分、 ②「取扱者」の欄 ③「対象事業所等」の欄2行目1文字目ないし15文字目、5行目 ④219頁 「参考：申出者の相談経過」項目の6行目34文字目、35文字目、4 |

| | | | | | |
|----|----------------------|-----------------------------------|----|-----------|------------|
| | | | | | 3文字目, 4文字目 |
| 9 | 審査請求人から東京労働局へ提出した告訴状 | 2 2 1 ないし 3 1 5 | なし | - | - |
| 10 | 東京労働局が作成した文書 | 3 1 6 ないし 3 4 6 | 全部 | 保有個人情報非該当 | なし |

| | | | | | |
|--------|---------------------------|-----------------------------------|----|---|---|
| 1 1 | 審査請求人から東京労働局，特定省庁へ送付したFAX | 3 4 7 ないし 3 5 8 | なし | — | — |
|--------|---------------------------|-----------------------------------|----|---|---|

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号1の1枚目ないし文書番号11の358枚目に1頁ないし358頁と付番したものを「頁」として記載している。